

江南市立北部学校給食センター 給食調理業務委託

公募型プロポーザル実施要綱

令和3年10月

江南市

## 1. 目的

この業務は、江南市立北部学校給食センター給食調理業務を委託するに当たり、安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、最新の知識と技術及び豊富な経験に基づく企画提案を複数の業者から受け、江南市の審査基準により審査した上で、優れた優先交渉権者を選定することを目的とする。

## 2. 業務概要

### (1) 委託の名称

江南市立北部学校給食センター給食調理業務委託

### (2) 委託場所

|     |                |
|-----|----------------|
| 施設名 | 江南市立北部学校給食センター |
| 所在地 | 江南市高屋町清水 32 番地 |

### (3) 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

### (4) 委託内容

別紙「江南市立北部学校給食センター給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

### (5) 提案限度額

委託業務に係る費用の上限は、1 9 0, 8 5 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。なお、この金額は、契約予定金額を示すものではない。提案にあたって見積もる金額は、この上限額を超えないものとする。

## 3. 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者が、本件プロポーザルに参加できる。なお、基準日については、参加意思表明書（誓約書）の提出日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人格を有し、本委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有しており、仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- (3) 学校給食（学校給食法（昭和 2 9 年 6 月 3 日法律第 1 6 0 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の調理業務について、これまでに 1 日 3, 5 0 0 食以上の学校給食調理施設（共同調理場）での委託実績を東海地区（愛知県・岐阜県・三重県）で 3 年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理業務を行っている者であること。
- (4) 過去 5 年間に於いて、本社・支社・支店又は営業所等を含め、学校給食調理業務に関し、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）の規定による営業停止処分を受ける等の重大な食品に係る事故を起こしたことがない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本委託の遂行に際し、仕様書に定める業務責任者等の専門的な資格等がある従事者を専任

- 職員として配置できるだけの人員を確保している者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 江南市暴力団排除条例（平成24年江南市条例第17号）第6条の規定に基づく措置等を受けていない者であること。
- (9) 本委託について、令和2・3年度江南市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。また、入札参加資格停止及び回避を受けていない者であること。
- (10) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、支払限度額が1事故当たり1億円以上の生産物賠償責任保険等の損害賠償制度に加入している者であること。
- (11) 本委託の実施に当たり、江南市との連絡調整や打合せ等に、迅速かつ的確に対応できるよう、愛知県内に本社、支社、支店、又は営業所のいずれかを構え、運営管理拠点としての機能を有している者であること。
- (12) 本委託の履行を保証するため、契約時に前各号の要件を満たす代行保証人を確保することができる者であること。

#### 4. 提出書類等

この業務の優先交渉権者になろうとする者は、下記の書類を提出し、選考を受けなければならない。

##### (1) 提出書類

提出書類については以下のとおりとする。

| 提出書類 |               |              | 部数            |
|------|---------------|--------------|---------------|
| ア    | 参加意思表明書（誓約書）  | 様式第1         | 1部            |
| イ    | 会社概要説明書       | 様式第2         | 1部            |
| ウ    | 従事者の配置計画      | 様式第3         | 1部            |
| エ    | 学校給食調理業務の受託実績 | 様式第4         | 1部            |
| オ    | 見積書           | 様式第5         | 1部            |
| カ    | 提案書           | 別紙1「提案書」のとおり | 正本1部<br>副本12部 |

##### (2) 提出書類に関する留意事項

###### ア 会社概要説明書（様式第2）

以下の書類を添付すること。

- (ア) 定款、規則その他これらに類する書類
- (イ) 提案日3か月以内に発行された登記事項証明書
- (ウ) 提案日3か月以内に発行された法人税・法人県民税・法人市町村民税、消費税、地方消費税の納税証明書（直前1か年分）

(エ) 提案日の属する事業年度前2か年度に係る事業者の「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」

(オ) 生産物賠償責任保険等及びその他賠償保険の保険証の写し

イ 提出書類は、各様式に基づいて作成することを原則とするが、様式に準じた任用様式で作成しても構わない。

ウ 副本は写しでも可とする。

### (3) 書類の提出

#### ア 書類の配布

令和3年10月6日(水)から江南市ウェブサイトよりダウンロードし使用すること。

#### ※公表資料

①江南市立北部学校給食センター学校給食調理業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

②公募型プロポーザル様式集

③江南市立北部学校給食センター学校給食調理業務委託仕様書

④江南市立北部学校給食センターにおける学校給食衛生管理・作業マニュアル

#### イ 提出先

〒483-8061 愛知県江南市高屋町清水 32 番地

江南市立北部学校給食センター (教育部学校給食課)

#### ウ 提出方法

上記提出先へ直接持参または特定記録郵便等による郵送での提出のみ。なお、郵送中の事故に伴う損害に関しては、当市は一切責任を負わない。

#### エ 提出期限

令和3年10月27日(水)午後5時まで(必着)

(※持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時までの時間に限る。)

## 5. 応募等のスケジュール

|                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| 質問書受付期間         | 令和3年10月6日(水)～14日(木)<br>午後5時(必着)まで |
| 質問回答期限          | 令和3年10月20日(水)                     |
| 書類提出期限          | 令和3年10月27日(水)午後5時(必着)まで           |
| 1次審査結果通知        | 令和3年11月上旬～中旬                      |
| 2次審査(プレゼンテーション) | 令和3年11月18日(木)予定                   |
| 契約締結            | 令和3年12月中                          |
| 業務開始            | 令和4年4月1日                          |

※日程は都合により変更する場合がある。また、受付等については、市が指定する場合を除き、土・日曜日及び祝日は行わない。

## 6. 施設見学

新型コロナウイルス感染防止の観点から、施設見学は原則実施しないが、提案書及び見積書の作成において施設見学が必要な者には、個別に対応する。

### (1) 申込期限、開催日時

#### ア 申込期限

令和3年10月14日（木）午後5時までに、13. 問い合わせ先まで連絡

#### イ 開催日時

申込者に別途通知

## 7. 質問及び回答

### (1) 受付方法

質問書（様式第7）に質問内容を簡潔に記載し、E-mail または郵便にて提出すること。

### (2) 提出先

E-mail n-kyushoku@city.konan.lg.jp

郵便 4 提出書類等の（3）書類の提出、を参照

### (3) 質問受付期限

令和3年10月14日（木）午後5時（必着）まで

### (4) 回答方法

江南市ウェブサイトでは令和3年10月20日（水）までに回答する。

### (5) 回答の扱い

質問への回答は、本実施要綱等の追加または訂正とみなす。

### (6) その他

ア 質問することができる者は、プロポーザル参加資格要件を有する者のみとする。

イ E-mail タイトルは「調理委託 プロポーザル質問（会社名）」とすること。

ウ 電話、FAX及び口頭による質問及び受付期間終了後の質問は一切受け付けない。

エ 提案書の書き方等の質問には答えられないので注意すること。

## 8. 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

## 9. 選考方法

選考方法は公募型プロポーザル方式とし、優先交渉権者を選定する。

選考は2回実施し、第一次審査及び第二次審査の評価の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

### (1) 第一次審査（書面審査）

選考において、提出書類の審査を行い、第二次審査対象者3者程度を選定する。なお、参加者数が少数の場合は第一次審査を省略する場合がある。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員において、提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）の内容及び質疑の回答内容等について審査を行い、第一次審査の評価と合わせ、合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

ア 実施場所

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地  
江南市役所本庁舎（※詳細については後日連絡する。）

イ プレゼンテーション及びヒアリング時間

1 者のプレゼンテーションは 20 分以内とし、その後 10 分程度の質疑応答を行う。

ウ 出席者

3 名以内とする。

エ その他

プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター、スクリーンの使用も認める。（※追加資料は一切認めない。）パソコン等の必要な機材は、参加者側で準備すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、延長コードは江南市が準備する会場のものを使用することができる。なお、参加者が 1 者のみとなった場合も第二次審査を行う。

(3) 優先交渉権者の選定

ア 提案者が 1 者の場合は、第一次審査及び第二次審査の評価の合計が 6 割以上を満たした場合に優先交渉権者とする。

イ 第一次審査及び第二次審査の評価の合計が最も高い者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を優先交渉権者とし、その次に見積金額が低い者を次点者とする。それでもなお同点の場合は、審査委員の投票で多数決により優先交渉権者を決定する。審査委員の投票が同数となった場合は、審査委員会委員長が決するものとする。

ウ 審査及びその結果についての異議申し立ては、如何なる場合も一切受け付けない。

(4) 審査結果の通知

ア 第一次審査結果

第一次審査の結果は、参加者に通知する。第二次審査対象者には、第二次審査の日時及び会場の詳細を併せて通知する。

イ 第二次審査結果

第二次審査の結果は、第二次審査対象者すべてに文書で通知する。

(5) 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となる。

ア このプロポーザルの審査委員又は事務局等関係者に、このプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合

イ 参加意思表明書（誓約書）（様式第 1）の提出後、契約締結までの期間に本実施要綱 3 の参加資格要件を失った場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 審査委員が経営又は運営に直接関与している事実が認められた場合

- オ 複数の提案をした場合
- カ 指定した日時に第二次審査を受けなかった場合
- キ この要綱に定める規定を遵守しない場合
- ク 選考に当たり公正性を害する行為若しくは著しく信義に反する行為があった場合
- ケ 提出期限内に提出すべき書類を提出しなかったとき

## 10. 契約

- (1) このプロポーザルにより選定された優先交渉権者と本市との間で、委託内容等について再度確認を行い、協議の上、随意契約により委託契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者が、契約締結までに辞退その他の理由により契約が不可能となった場合は、審査の結果が次点の者から順に繰り上げるものとする。この場合は、当市は一切の損害賠償の責を負わない。

## 11. 費用

このプロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。

## 12. その他

- (1) 参加者は、参加意思表明書（誓約書）（様式第1）の提出をもって、実施要綱等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨は「円」によるものとする。
- (3) この要綱等に基づいて提出された企画提案書の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属する。ただし、採用した企画提案書の著作権は、江南市に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書の内容は、当該提出者の許可なく使用できない。ただし、当市がこのプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、当該提出者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類等は、選考作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出後の提案書等の差し替え、訂正、再提出は一切認めない。また、提出されたすべての書類は返却しない。
- (7) 参加表明書提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第6）を提出すること。

## 13. 問い合わせ先

江南市立北部学校給食センター 江南市教育委員会 学校給食課 学校給食グループ

住 所 愛知県江南市高屋町清水 32 番地

電 話 0587-55-1846 F A X 0587-55-1867

E-mail [n-kyushoku@city.konan.lg.jp](mailto:n-kyushoku@city.konan.lg.jp)

## 別紙1

### 提案書

#### 1 作成上の留意点

##### (1) 書式等

- ア 用紙の大きさはA4版（縦横問わない）、横書き、両面印刷（長辺綴じ）とし、ページ番号を付すること。
- イ 表紙を除き15ページ以内（付属資料等の一切を含む。）で作成すること。
- ウ 表題は、「江南市立北部学校給食センター給食調理業務委託 提案書」とし、会社名を付記すること。

##### (2) 留意点

- ア 仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。
- イ 提案者自らが実現できる範囲内で記載すること。
- ウ 提案書に「付属資料参照」といった記載のみをした場合、具体的内容が記載されていないと判断し、評価対象外とする。

#### 2 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

##### (1) 経営状況

会社名、資本金、社員数、本社所在地、支店所在地を記載すること。また、貸借対照表、損益計算書を添付し、経営状況についても記載すること。

##### (2) 学校給食に関する基本的な考え方について

学校給食調理業務の目的、安心・安全な学校給食の提供についての考え方、食育の意義と役割について提案すること。

##### (3) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するための体制、完遂するための要点について提案すること。

##### (4) 安全・衛生管理体制について

安全・衛生管理の体制及び考え方、従事者の健康管理体制について提案すること。

##### (5) 教育・研修体制について

本業務に従事する者に対する教育・研修について、その目的、実施方法、実施内容等を具体的に提案すること。

##### (6) 非常事態への対応について

本業務のリスクの想定及びその対応策、食中毒・異物混入事故等発生時の対応及び防止策、確実に事業を継続できる体制や仕組みへの工夫について提案すること。

##### (7) 引き継ぎについて

本業務を引き継ぐにあたり、引き継ぎ計画及び実施方法を提案すること。また、次期業者への引き継ぎについても想定した上で提案すること。

##### (8) その他自由提案

仕様書に記載がない事項で、有益な提案がある場合、その内容について提案すること。



## 審査基準

## 1 第一次審査基準

|   | 評価項目 | 評価基準                   | 配点 |
|---|------|------------------------|----|
| 1 | 会社概要 | ○組織・活動拠点<br>○危機管理      | 20 |
| 2 | 従事者  | ○業務実績<br>○配置計画         | 30 |
| 3 | 業務実績 | ○同種施設の受託実績             | 20 |
| 4 | 見積書  | ○見積金額<br>○算出基準の明確性・妥当性 | 30 |

満点 100

## 2 第二次審査基準

|   | 評価項目                    | 評価基準   | 配点 |
|---|-------------------------|--|----|
| 1 | 経営状況                    | ○事業者の経営状況<br>○本業務を継続して安定的に確実に履行する能力等                       | 10 |
| 2 | 学校給食調理業務に関する基本的な考え方について | ○学校給食に対する考え方<br>○給食調理業務が担う食育に意義と役割等                        | 20 |
| 3 | 業務実施体制                  | ○本業務を円滑に実施するための体制<br>○本業務を完遂するための要点等                       | 40 |
| 4 | 安全・衛生管理体制について           | ○「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生マニュアル等」に基づく衛生管理に対する考え方<br>○健康管理体制等 | 40 |
| 5 | 教育・研修体制について             | ○従事者に対する教育・研修について、その目的、実施方法、実施内容等                          | 20 |
| 6 | 非常事態への対応について            | ○リスクの想定及び防止策<br>○代行体制<br>○緊急対応方針等                          | 40 |
| 7 | 引き継ぎについて                | ○本業務開始までの引き継ぎ計画及び実施方法<br>○次期業者への引き継ぎの考え方等                  | 10 |
| 8 | その他自由提案                 | ○具体的かつ実現可能な提案であるか<br>○本市にとって有益な提案であるか等                     | 20 |

満点 200

満点合計 300